

リフォームかし保険
(一般リフォーム保険)

重要事項説明書

(2021年1月6日以降の申込み用)

保険契約の重要な事項が記載されています

この保険は、住宅瑕疵担保履行法に基づき保険法人として指定を受けたハウスメーカーが、リフォーム事業者を対象に提供するものです。

「本書」には、保険の内容のうち特に確認いただきたい事項を記載しています。保険契約の締結後は「保険証券」や「保険付保証明書」と一緒に保管してください。

「本書」は保険の全ての内容を記載するものではありません。詳細は「約款集」で確認してください。

内容に不明な点がありましたら、保険取次店や当社にお問い合わせください。

重要！

- 必ず内容をご確認ください。(注文者は事故発生時など必要に応じて確認してください。)
- 主な免責事項など、関係者にとって不利益な情報が記載された部分を十分にご確認ください。

「概要説明書」を使用して保険の概要を注文者に説明してください。その後、「契約内容確認シート」に記名押印してもらい、保険の申込時に提出してください。概要説明の際に「本書」を注文者に手渡してください。

ご案内

- 保険の申込みを郵送で受け付ける場合は、「本書」の送付をもって重要事項の説明とします。申込時に内容を確認したことを申告してください。
- 保険の申込みをポータルサイトで受け付ける場合は、「本書」をweb上で表示して重要事項説明とします。入力フォームの確認欄にチェックを付けて、内容を確認したことを申告してください。

「本書」では、次の各法律の名称を略称で使用します。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律……(略称) 住宅瑕疵担保履行法
住宅の品質確保の促進等に関する法律……(略称) 品確法

重要事項説明書

リフォームかし保険(一般リフォーム保険)

保険契約の概要

本章には、保険の内容を理解するために確認すべき事項を記載しています。ひとつお目を通していただき、保険契約の締結後は「保険証券」や「保険付保証明書」と一緒に保管してください。

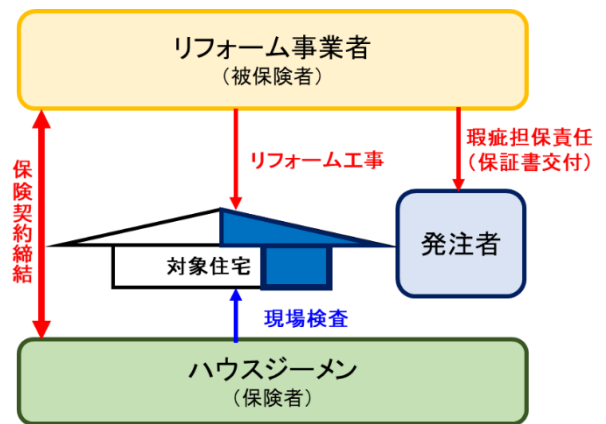
1. 商品の名称

リフォームかし保険 一般リフォーム保険
(住宅リフォーム瑕疵担保責任保険の略称です)。

2. 保険契約の概要

(1) 保険契約の概要

この保険は、実施するリフォーム工事の瑕疵を保証するリフォーム事業者が加入するものです。



■瑕疵担保責任とは

2020年4月1日に施行された改正民法では、「内容の明確化」の一環として「瑕疵」という表現をやめ、請負人や売主に法律上義務付けられる「瑕疵担保責任」について、判例による解釈を明確化するかたちで「契約不適合責任」に変更しました。

一方、品確法と住宅瑕疵担保履行法では、名称の定着等を踏まえて「瑕疵担保責任」や「瑕疵担保責任保険」という表現を引き続き使用しており、対象とする責任の範囲についても変更はありません。

具体的には、同時に改正された改正品確法では「種類または品質について契約の内容に適合しない状態」として「瑕疵」を、**新築住宅の供給者が負う構造耐力上主要な部分等に対する担保の責任として「瑕疵担保責任」**をそれぞれ定義し、改正住宅瑕疵担保履行法でも、品確法で定義した「瑕疵」や「瑕疵担保責任」の表現を引き続き使用しています。

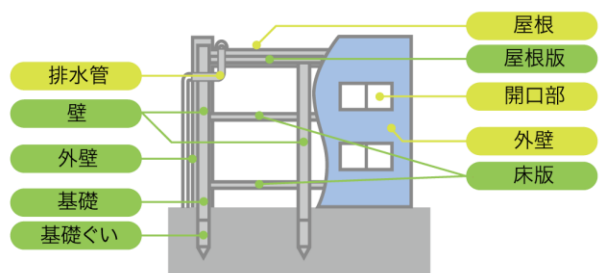
保険の対象となる構造耐力上主要な部分等

木造軸組工法の木造住宅の場合



構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分

鉄筋コンクリート造の住宅の場合



構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分

(2) 保険の対象となる工事とならない工事

対象となる工事	住宅の一部の工事や住宅と一体となった設備の工事	屋根や外壁の再塗装、改築、耐震改修、外壁材や防水紙の交換、内装工事、トイレや風呂、キッチン等の設備リフォームなど
対象とならない工事	住宅と一体となっていない屋外設備、家財、移動できる機器等の工事や外構工事	家具の修理や組立
	基礎の新設を伴う工事(増築工事)	通常は保険の対象とはなりません、特約で保険の対象とすることができます。
	大規模共同住宅の共用部分の工事	大規模修繕かし保険での引受けとなります。

(3) 引受けの対象とするリフォーム工事の単位

住宅の規模等に応じて次のとおりです

戸建住宅	共同住宅	
	小規模共同住宅	大規模共同住宅
住宅全体	住棟全体または住戸ごと	住戸ごと

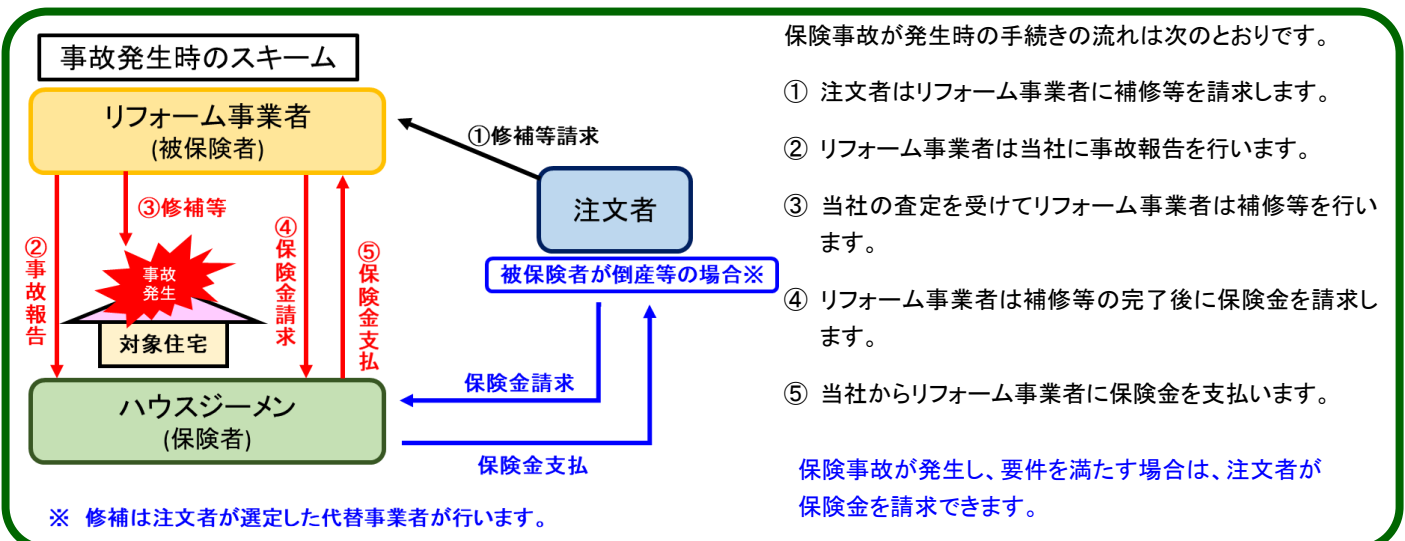
- (注) 1. 小規模共同住宅は、階数3以下かつ延べ床面積500㎡未満の共同住宅が、大規模共同住宅は小規模共同住宅に該当しない共同住宅がそれぞれ該当します。
 2. 大規模共同住宅の共用部分の工事は大規模修繕かし保険での引受けの原則ですが、耐力、防水性能にかかわらず、給排水管路の工事を含まないなど、大規模修繕かし保険の対象工事を一切含まない場合は、この保険の対象となり、住棟全体での引受けとなります。

4. 保険金の支払の対象となる範囲

(1) 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳細は「約款集」を確認してください。

保険金をお支払いする場合 (保険事故)	<p>リフォーム工事の瑕疵に起因して、工事の実施部分に次の事由が生じた場合(保険事故)に、被保険者であるリフォーム事業者が実施する修補等の費用を対象に保険金を支払います。</p> <p>① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ② 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 ③ 上記のほか、工事の実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合 (③の事象の例は、本書末尾の「不具合事象」に記載しています)</p>
注文者の直接請求	<p>次のいずれかの場合は、リフォーム事業者が責任を負担すべき範囲で注文者が保険金を請求できます。</p> <p>○ 事故の発生時にリフォーム事業者が倒産している場合 ○ 事故の発生後、相当の期間を経過してもリフォーム事業者が修補等を行わない場合</p>



(2) お支払いする保険金の範囲

保険金をお支払いする保険金の範囲は次のとおりです。詳細は約款集で確認してください。

直接修補費用	事故を補修するために必要な材料費、労務費その他の直接補修費用
争訟費用	事故の解決のために必要となる訴訟や、和解、調停、仲裁、示談に要する費用
権利保全費用	住宅事業者の第三者に対する事故に関する損害賠償等の請求権を行使・保全するための費用
調査費用	事故の補修に必要な、事故の状況や発生部位、補修の範囲、方法等を確定するための調査費用
仮住まい・転居費用	住宅の居住者が事故の補修のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まい費用や転居費用

5. 免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

保険金をお支払いできない損害があります。詳細は「約款集」で確認してください。

(1) 故意・重過失により生じた損害

下記記載の者の故意や重過失を原因とする損害には保険金をお支払いしません

- 被保険者であるリフォーム事業者またはその下請負人や受託者
- 被保証者である注文者
- 上記の者と雇用契約のある者

(2) 外来の事由等により生じた損害

次の事由を原因とする損害には保険金を支払いません。

外来の事由	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 洪水、台風、暴風、暴風雨、たつ巻、豪雨等の自然災害 <input type="radio"/> 火災、落雷、爆発等の外来の事由
地盤沈下等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入等の事象 <input type="radio"/> 土地造成工事の瑕疵
経年劣化等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 虫食いまたはねずみ食い、住宅の性質による結露 <input type="radio"/> 瑕疵によらない住宅の自然の消耗(経年劣化)、さび、かび、腐敗、変色等の事象
住宅の仕様	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 採用された工法に伴い通常に生じる雨水の浸入、すきま、たわみ等の事象
不適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 住宅の著しく不適正な使用や維持管理
天変地異	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 地震や噴火、これらに起因する津波

(3) 保険の対象とならない損害

次の損害に対しては保険金を支払いません。

住宅以外への波及損害等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 住宅以外の家財等の滅失またはき損 <input type="radio"/> 住宅その他の家財等の使用の阻害
塗装の色むら等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 建築材料や、内外装、塗料等の色、色調や柄の選択、仕上面の色むらや濃淡
設備自体の不具合	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 設置した設備や機器等そのものの不具合(被保険者の施工上の瑕疵によるものは除く)
期待した性能の不発揮	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 防音性能や断熱性能の達成できない場合 <input type="radio"/> その他の注文者が意図した性能が発揮できない場合

(4) 事業者が責任を負わない瑕疵に起因する損害

次のいずれかの瑕疵を原因とする損害(拡大損害を含む)には保険金を支払いません。

注文者に起因する瑕疵	リフォーム事業者から不相当と指摘を受けたうえで注文者が採用した設計施工や資材の瑕疵
検査適合後の工事の瑕疵	現場検査適合後に行われた工事(修補を含む)の瑕疵

6. 主な特約およびその概要

適用される特約は、保険証券や保険付保証明書で確認することができます。詳細は「約款集」を確認してください。

(1) 増改築工事に関する特約(増築特約)

この特約で増築工事の瑕疵を保険の対象とします。引き受けに際しては増築工事に対する現場検査が必要です。

対象とする増築工事	<p>「基礎を新設して床面積を増やす工事」のほか、「従たる建物(離れ)の新築」が含まれます。ただし、増築部分は階数3以下で人が居住する部分を含むものに限りま</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #800000; color: white; text-align: center;">注意点</td> <td>離れの新築の場合は、離れが独立した住宅となる場合は新築住宅となり、資力確保義務の対象となりますので、事前にご確認ください。</td> </tr> </table>	注意点	離れの新築の場合は、離れが独立した住宅となる場合は新築住宅となり、資力確保義務の対象となりますので、事前にご確認ください。
注意点	離れの新築の場合は、離れが独立した住宅となる場合は新築住宅となり、資力確保義務の対象となりますので、事前にご確認ください。		
保険事故	<p>増築工事の対象部分に次の事由が生じた場合に保険金を支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ○ 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 		
保険金額	8の保険金額と別建てで 2000万円		
保険責任期間	保険期間の始期から 10年間		

(2) その他の特約

故意・重過失損害担保特約	<p>通常は免責となる故意等を原因とする損害や、告知義務違反を理由として保険金が支払われない損害について、注文者の直接請求に限り保険金を支払う特約です。</p> <p style="color: red;">(この特約は注文者が宅建業者の場合は付帯できません)</p>
保険料等の支払に関する特約	<p>保険料等の支払猶予を認める場合に付帯する特約です。支払期日や保険料等の支払いがされなかった場合の取扱いを規定しています。</p>

7. 保険期間(保険責任期間)

工事完了後の現場検査の適合日から開始して支払事由に応じて次の期間です。

支払事由	保険責任期間
<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ○ 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 	5年間
<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事の実施部分が、社会通念上必要とされる性能を満たさない場合 	1年間 または 2年間

例外として、保険の対象工事が増築工事だけの場合は保険期間は通知を受けた**増築工事の完了日**から開始します。

8. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額(支払限度額)

100万円から100万円単位で、請負金額以上で選択した金額(上限1000万円)

- (注) 1. 請負金額は、請負契約に外構工事等の保険の対象とならない工事が含まれる場合はそれらの工事の金額を除外した額になります。また、増築工事の金額については、増築工事を保険の対象とする場合でもこの請負金額に含みません。
2. 請負金額が1000万円を超える場合は、保険金額は1000万円となります。

次の費用については、一事故につき次の金額かつ実額を限度とします。

調査費用	補修金額の10%(最低10万円)で上限50万円
仮住まい・転居費用	50万円

○ 当社が引き受ける保険契約単位の限度額

限度額はリフォームかし保険と大規模修繕かし保険の合算で算出します。

事業者ごとの限度額	同一年度に引き受けた保険契約における保険金額の合計金額の10%(最低10億円)
引受契約共通限度額	同一年度に引き受けた保険契約を合算して30億円

(2) 免責金額(一事故あたり)

免責金額は、**損害の額の20%(最低10万円)**、**注文者の直接請求の場合は一律10万円**となり、保険金の請求者が負担します。

注意喚起情報

本章には、リフォーム事業者と注文者の双方に特に注意いただきたい事項を記載しています。

1. 事故が発生した場合の手続き

リフォーム事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 事故を発見した場合は速やかに当社に連絡してください。保険事故の可能性がある場合は事故報告書の提出を依頼します。○ 当社がリフォーム事業者に代わって注文者と交渉を行うサービスはありません。事故が発生した場合はリフォーム事業者が注文者との交渉を行ってください。○ 当社の承認を得ないで補修を行った場合や賠償金を支払った場合は、保険金を支払えないことがあります。
注文者	<ul style="list-style-type: none">○ 事故を発見した場合は速やかに住宅事業者に連絡してください。リフォーム事業者からの連絡を受けて、保険事故の可能性がある場合はリフォーム事業者から事故報告書の提出を受けます。○ リフォーム事業者が倒産している場合や相当の期間を経過しても補修等を行わない場合は、当社に連絡してください。保険事故の可能性がある場合は注文者に事故報告書の提出を依頼します。

2. 注文者による保険金の直接請求の取扱い

次のいずれかの場合は、リフォーム事業者が負担すべき範囲で注文者が当社に保険金を請求できます。この場合、争訟費用と権利保全費用は支払いの対象となりません。

- 事故が発生時にリフォーム事業者が倒産している場合
- 事故の発生後、相当の期間を経過してもリフォーム事業者が修補等を行わない場合

3. 故意・重過失の場合における取扱い

故意・重過失損害担保特約を付帯した保険契約では、注文者による直接請求の場合に限り、次の事由により保険金を支払われない損害に対しても保険金を支払います。

- 故意や重過失を原因とする損害
- リフォーム事業者の告知義務違反

取扱いの注意点は次のとおりです。

- 注文者の故意・重過失を原因とする場合や、告知義務違反を知っていた場合は対象となりません。
- 支払う保険金は当社が支払いを受ける再保険金の額を限度とします。

4. 個人情報の取扱い

当社は、皆様からお預かりした個人情報を以下のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

当社は、以下の利用目的の範囲内において、当社に提供された個人情報を利用します。

- ・住宅瑕疵担保責任保険業務の履行
- ・住宅の性能表示、検査、証明に関する業務(住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価業務、(独)住宅金融支援機構フラット 35 住宅適合証明検査業務を含む)の履行
- ・住宅情報の蓄積および提供に関連する業務の履行
- ・住宅についての保証に関する業務(地盤保証、完成保証を含む)
- ・住宅ローン取次業務の履行
- ・その他住宅瑕疵担保責任保険法人として国土交通大臣の認可を受けて行う業務の履行
- ・当社グループ会社(下記(3)参照)および提携会社を取り扱う商品、サービス、催し物等に関する案内
- ・各種お問い合わせ、資料請求その他ご依頼等への対応
- ・本人から事前に同意を得た目的

当社は、上記の利用目的について、それらのいずれかと相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において変更することがあります。この場合、当社はその内容をホームページ等により公表します。

(2) 個人情報の提供

次の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上や児童の健全な育成の推進のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ・個人情報の利用目的の達成に必要な範囲において、業務委託先へ個人データの取扱いを委託する場合
- ・住宅ローン取次業務に関連して、グループ会社である日本モーゲージサービス(株)や(株)住宅アカデミアに提供する場合
- ・当社業務に必要な再保険契約に関して、再保険引受先へ提供する場合
- ・住宅瑕疵担保責任保険に関する相談、住宅瑕疵担保責任保険契約が付保された住宅について生じる保険事故の対応もしくは紛争解決に向けたあっせん等または関係者への情報提供のために保険・住宅関連の公的機関((一社)住宅瑕疵担保責任保険協会、指定紛争処理機関(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターを含む)に提供する場合
- ・合併、分社化、営業譲渡その他の事由によって事業の承継が行われる場合 など

当社は、上記について、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において変更することがあります。ただし、変更を行う場合は、その内容をホームページ等で公表します。

(3) 個人情報の共同利用①

当社は、提供された個人情報をグループ会社と共同で利用することがあります。

- ・共同利用する個人情報の項目：
氏名、所属に関する情報(会社名等)、役職名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、音声、サービス購入履歴
- ・共同利用の範囲：
グループ会社(日本モーゲージサービス(株)、(株)住宅アカデミア、(一社)住宅技術協議会)とその提携会社
- ・共同利用の利用目的：
取得の際に当社が通知または公表した利用目的の達成に必要な範囲
- ・共同利用する個人情報の管理責任者：
日本モーゲージサービス(株) 経営管理部(お客様担当窓口)
TEL:03-5408-8160 FAX:03-5408-8218 E-mail:info@m-s-j.jp

(4) 個人情報の共同利用②

当社は、上記のほか、提供された個人情報を以下の事項に従って共同で利用することがあります。

- ・共同利用する個人情報の項目：
住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保責任保険制度における保険事故情報に関する項目
- ・共同利用の範囲：
当社
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
- ・共同利用の利用目的：
住宅瑕疵情報活用推進協議会の事業における保険事故情報の活用に関する検討およびその実施
- ・共同利用する個人情報の管理責任者：
株式会社ハウスジーメン お客様相談室(お客様担当窓口)
TEL:03-5408-6088 FAX:03-5408-8485 E-mail:info@house-gmen.com

(5) 個人情報の取扱いの詳細

詳細については、当社ホームページ(<http://www.house-gmen.com>)を参照してください。

プライバシーポリシーは右のQRコードから確認いただけます。



5. 保険事故発生時の写真の利用

当社は、保険金請求手続きで取得した事故発生部位等の写真について、事故の削減を目的とした資料の作成や、研修資料の作成などを目的として利用する場合があります。この場合、当社は関係者や住宅が第三者から特定できないような方法で写真を利用します。

6. ハウスジーン破綻時の取扱い

経営の破綻等により、当社が保険法人の指定を取り消された場合は、当社との間で締結した保険契約は国土交通大臣の指定を受けた保険法人に引き継がれます。

7. 保険証券と保険付保証明書

当社は、契約締結後に「保険証券」と「保険付保証明書」を発行します。「保険付保証明書」はリフォーム事業者から注文者に渡してください。これらの書類は保険の内容が記載されていますので、それぞれお手元に保管してください。

8. 保険協会審査会への審査請求

保険金の請求者は、保険事故に関する当社の査定結果を受け入れられない場合は、住宅瑕疵担保責任保険協会に審査を請求することができます。当社は特段の事情がない限り審査結果に従います。

申請を行うためには次の要件を満たす必要があります。

- ・当社に保険事故の連絡をした日から原則 2 ヶ月以上経過していること
- ・請求者の個人情報を含む情報を当社から提供することに同意すること

審査を請求するためには申請手数料が必要です。手数料は住宅事業者が申請する場合は 50,000 円(消費税別途)、住宅取得者が申請する場合は 10,000 円(消費税別途)となります。

【審査会窓口】

窓口	電話番号	受付時間
住宅瑕疵担保責任保険協会 審査会窓口	03-3580-0338	平日 9 : 00-17 : 00

9. この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

【ハウスジーン】

窓口	電話	受付時間
受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	03-5408-8486	受付時間 平日 9 : 00~17:00
お客様相談室(相談、苦情)	03-5408-6088	
夜間休日受付窓口 (お客様相談や保険事故の一報受付)	0120-516-335	受付時間 平日 18 : 00-翌朝 9 : 00 土日祝日 24 時間

リフォーム事業者にお読みいただきたい事項

保険契約の手続きに関して、リフォーム事業者にご留意いただきたい事項を記載しています。

1. 告知および通知等の義務

(1) 保険契約申込時における注意事項(申込書の記載に関する注意事項)

リフォーム事業者には、申込時に当社に重要な事項を申し出る義務(告知義務)があります。

申込書等の重要な記載事項について、事実と異なる事項を記載した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。虚偽記載が確認された場合は、当社は保険契約を解除することができます。

(2) 保険契約締結後における注意事項

リフォーム事業者には、申込後に次の変更等が生じる場合には、当社に通知する義務(通知義務)があります。

- 重複保険契約を締結しようとする場合や、重複保険契約が存在することを知った場合
- 保険契約申込書等の記載事項を変更しようとする場合や、変更が生じたことを知った場合

通知がない場合は保険金をお支払いできないことがあります。また、変更により危険が増加すると認める場合は、当社は保険契約を解除することができます。

2. 保険料等とその支払方法

(1) 保険料等について

保険料等は保険料と現場検査料の合計です。保険料等は保険金額やリフォーム工事の内容等に応じて異なります。

- 保険料は非課税です。
- 現場検査料には、別途消費税が加算されます。

(2) 保険料等の支払方法

原則として振込みの方法で一時払いでお支払いください。振込手数料は振込者の負担となります。

■ 当社口座振替により保険料等を支払うことを認める場合の注意事項

口座振替のルール	備考
振替日は申込受理月の翌々月 5 日(休日の場合は翌営業日)です。事前に振替に必要な残高を用意してください。	<ul style="list-style-type: none">○ 振替日に振替ができなかった場合は、別途指定する期日までに振込みにより支払いいただきます。○ 口座振替に対する領収書は発行しません。

期日までに保険料等が支払われない場合、当社は申込みを取り消すことができます。

(3) 最終検査日の変更等による現場検査料の取扱いについて

最終検査日の変更等により現場検査料が変更となる場合は、生じた差額を追徴または返戻します。

3. 申込手続きにおける注意事項

(1) 注文者への保険の概要説明

「概要説明書」を使用して注文者に保険の概要を説明してください。「本書」はその際に手渡してください。

主な免責事由など、注文者にとって不利益な情報が記載された部分を十分に確認いただき、「本書」と「概要説明書」を「保険付保証明書」と一緒に保管するよう伝えてください。

説明後、「契約内容確認シート」に注文者の記名押印をいただき、申込時に当社に提出してください。

(2) 現場検査

○ 現場検査の実施時期

当社は**工事完了後**にリフォーム工事の施工状況を確認します。適合しない場合は保険契約を締結できません。

(注) 構造材や屋根や外壁の防水紙を新設、撤去または交換する工事(新設・撤去工事)を行う場合は、上記に加えて、そのうちのいずれかの工事の完了時にも現場検査を行い、リフォーム工事の施工状況を確認します。

○ 増改築工事に関する特約を付帯する場合

当社は上記の現場検査に加えて次の時期に増築工事に対する現場検査を行います。例外として、対象工事が増築工事だけの場合は下記の検査のみ実施します。

- 基礎配筋工事の完了後、コンクリートを打設するまでの間
- 金物と耐力壁の施工後、石膏ボードと断熱材の施工を完了するまでの間(建て方完了時)

現場検査ではリフォーム工事が「リフォーム工事設計施工基準」に従って行われていることを確認します。

(3) 保険証券の発行

○ 保険証券の発行

当社は、(2)の現場検査への適合後に「保険証券」を発行します。提出書類に不足がある場合は「保険証券」は不足書類の提出後に発行します。

支払期日に関わらず、「保険証券」は保険料等の支払い後の発行となるため、保険証券の発行をお急ぎの場合は請求書受領後の速やかなお支払いをお願いします。

「保険証券」と一緒に「付保証明書」を発行します。「付保証明書」はリフォーム事業者から注文者に渡してください。

○ 増改築工事に関する特約を付帯する場合で増築工事以外の工事を行わない場合の取扱い

工事完了後の現場検査を行わないため、増築工事が完了した日を当社に通知してください。当社は通知を受けて「保険証券」と「保険付保証明書」を発行します。

○ web証券の取扱い

保険証券の提供方法を「web発行」としている場合は、「保険証券」と「保険付保証明書」はポータルサイト上で発行します(web証券)。住宅事業者は、保険期間中いつでもポータルサイトから保険証券を閲覧できます。「保険付保証明書」は住宅事業者がポータルサイトから印刷して住宅取得者に渡してください。

4. その他

(1) 当社による申込みの取消し

次の場合、当社は保険の申込みを取り消すことができます。

保険料の支払いがされない場合	保険料が支払期日までに支払われず、猶予期限を過ぎても支払いがされない場合
リフォーム工事が完了しない場合	申込日から6ヶ月以内に工事が完了しない場合

この場合、保険料から事務手数料を差し引いた金額と未実施の現場検査料の合計額を返戻します。全ての検査が未実施の場合、現場検査料から事務手数料を差し引きます。

(2) 保険証券発行後の条件変更

事前に注文者の同意を得ない限り条件の変更や解約をすることはできません。

(3) 保険契約の無効について

この保険契約は、法律上無効となる場合のほか、保険契約締結に関し、リフォーム事業者、注文者またはこれらの代理人に詐欺の行為があったときは無効となります。

保険契約の無効が当社の帰責によらない場合は保険料を返戻します。返戻する保険料は下記に記載の金額となりますが、詐欺による無効の場合は返戻しません。

保険料から事務手数料を差し引いた金額のうち、当社が無効の事実を知った日以降の期間(1年単位)に対応する金額

(4) 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(5) クーリングオフ(契約申込みの撤回)

この保険は営業や事業のための保険であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回)の対象とはなりません。

別表 「不具合事象」

リフォーム工事を実施した部分		事象
コンクリート工事	玄関土間、犬走り、はテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	著しい沈下や、ひび割れ、不陸、隆起が生じること
木工事	床、壁、天井、屋根、階段等の木造部分	著しいそりや、すきま、割れ、たわみが生じること
ボード、表装工事	床、壁、天井等のボード・表装工事部分	仕上材に著しい剥離や、変形、ひび割れ、変質、浮き、すきま、しみが生じること
建具、ガラス工事	内部建具の取付部分	建具や建具枠に著しい変形や、亀裂、破損、開閉不良、がたつきが生じること
左官、タイル工事	壁、床、天井等の左官や、吹付け、タイル工事の対象部分	モルタル、プラスター、しっくい、タイル等の仕上部分や目地部分に著しい剥離や、亀裂、破損、変退色が生じること
塗装工事	塗装仕上部分	著しい白化や、白亜化、はがれ、亀裂が生じること
屋根工事	屋根仕上部分	屋根ふき材に著しいずれや、浮き、変形、破損、排水不良が生じること
内部防水工事	浴室等の水廻り部分の工事部分	タイル目地の亀裂、破損、防水層の破断や、水廻り部分との接合部の防水不良が生じること
断熱工事	壁、床、天井裏等の断熱工事の対象部分	断熱材のはがれが生じること
防露工事	壁、床、天井裏等の防露工事の対象部分	適切な換気状態での水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露が生じること
電気工事	配管・配線工事の対象部分	破損や作動不良が生じること
	コンセント・スイッチの取付部分	作動不良が生じること
給水、給湯、温水暖房工事	配管工事の対象部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
	蛇口、水栓、トラップの取付部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
	厨房・衛生器具の取付部分	破損や、水漏れ、排水不良、作動不良が生じること
排水工事	配管工事の対象部分	排水不良や水漏れが生じること
汚水処理工事	汚水処理槽の取付工事の対象部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
ガス工事	配管工事の対象部分	破損や、ガス漏れ、作動不良が生じること
	ガス栓の取付部分	
雑工事	小屋裏、軒裏、床下換気孔の設置部分	脱落や、破損、作動不良が生じること



株式会社 ハウスジーン

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0003

東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第2新橋ビル

©2020 株式会社ハウスジーン